

# 児童虐待への対応について

資料4-3

## 1 児童虐待対応件数（平成29年度実績）

令和元年7月31日  
こども未来局児童家庭課

- ・平成29年度の児童虐待対応件数は1,177件で過去最多。
- ・全国件数についても133,778件で過去最多。
- ・児童虐待に対する社会的関心の高まりから、児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力がある事案について通告が増加したことから、心理的虐待の対応・受付件数が増加。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計		
					件数	(%)	
中央児童相談所	64	3	176	21	264	22.4%	
県中児童相談所	68	9	241	87	405	34.4%	
会津児童相談所	38	4	94	19	155	13.2%	
浜児童相談所	54	4	260	35	353	30.0%	
合計	件数	224	20	771	162	1177	100.0%
	(%)	19.0%	1.7%	65.5%	13.8%	100.0%	

## 2 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要（抜粋） （令和元年6月19日成立・6月26日公布）

### (1) 児童の権利擁護（令和2年4月1日施行）

親権者、児童福祉施設の長等による児童のしつけに際しての体罰の禁止。懲戒権の在り方の検討。

### (2) 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化

#### ① 児童相談所の体制強化等

（令和2年4月1日施行）

- ・ 一時保護等の**介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける措置**。
- ・ 児童福祉司の数を政令で定める基準（人口3万人に1人、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司の配置）を標準として都道府県が定める。

（令和4年4月1日施行）

- ・ 弁護士<sup>1</sup>の配置又はこれに準ずる措置、医師及び保健師の配置。

#### ② 児童相談所の設置促進

（令和2年4月1日施行）

- ・ 政府は施行後5年間を目途に中核市等が児童相談所を設置できるための措置を講ずる。

（令和5年4月1日施行）

- ・ 児童相談所の管轄区域は政令で定める基準を参酌して都道府県が定める。

#### ③ 関係機関の連携強化

（令和2年4月1日施行）

- ・ 要保護児童対策地域協議会への情報提供等の求めに応ずる関係機関の努力義務。
- ・ 児童虐待を受けた児童が住所移転する際の適切な情報提供。
- ・ **DV対策との連携強化**。